

2024 年 10 月 31 日

独立行政法人 国際協力機構
理事長 田中 明彦 殿

ネパール国ポカラ上水道改善計画に係る
異議申立審査役による調査報告書に対する意見書

資金協力業務部長
南アジア部長
ネパール事務所長
審査部長

1. 背景

2017 年 3 月に G/A が締結された「ポカラ上水道改善計画」（以下、本プロジェクト）は、浄水施設、配水池、導・送・配水管等の整備を実施することにより、給水水質・給水頻度等の水道サービスの改善及び NWSC¹ポカラ支所の料金徴収の増加を図り、NWSC の財務基盤の強化及びポカラ市住民の生活環境改善に寄与することを目的としたものである。

本プロジェクトでは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）」（以下、JICA ガイドライン）に基づき、用地取得候補地の確認と現地ステークホルダーとの協議、社会環境と人権への配慮、相手国の法令と基準等の確認を含む調査を実施し、実施機関と合意したモニタリング項目に基づき、実施機関から提出されるモニタリングレポートでモニタリングを行うなどの環境社会配慮に努めてきた。

2024 年 2 月 13 日に申立人より国際協力機構（以下、JICA）の異議申立審査役（以下、審査役）に対し、本プロジェクトに係る異議申立書が提出された。本異議申立書を受け、審査役により「予備調査（2 月 21 日～5 月 31 日）」及び「本調査（6 月 10 日～9 月 30 日）」が実施された。この間担当事業部は、審査役に対して異議申立書での指摘事項に対して、担当事業部の認識、対応等につき説明を行った（審査役への説明内容の詳細は「事業担当部署提出資料」参照）。

9 月 30 日に審査役より JICA 理事長に対し、「ネパール国ポカラ上水道改

¹ Nepal Water Supply Corporation（ネパール水道公社）の略

善計画環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書（以下、調査報告書）」が提出された。調査報告書では、本プロジェクトにおいて、「JICA に JICA ガイドライン不遵守の事実があったとはいえない」との判断がなされたうえで、同ガイドラインの理念に照らし、JICA に対し提言が行われた。

2. 事業担当部署の今後の取り組み

審査役の提言を踏まえ、事業担当部として以下の方針に基づき対応する。

1) 情報公開

提言： 本事業において、以下の「積極的な情報公開を進めるための努力の推進」に努める。

- 相手国等による情報公開の実施を JICA としても積極的に支援すること。またガイドラインに則り、遅延なく適時適切な方法で自ら情報公開するように努めること。
- 環境許認可証明書、RAP についても、相手国等と協議の上、速やかに、できる限り公開していくこと。
- モニタリング結果も遅延なく適時適切な方法で情報公開に努めること。
- NWSC（実施機関）によりモニタリング結果が速やかに公表されるよう、働きかけに努めること。

今回の提言を受けて、今後も JICA プロジェクトの環境社会配慮にかかる情報公開は、相手国の主体的な情報公開が行われるよう働きかける。また、環境許認可証明書、RAP については、相手国からの提出に基づき、遅滞なく適時適切な方法で公開に努める。

モニタリング結果の公開についても、JICA における情報公開は既に行われているが、遅滞なく適時適切な方法で情報公開に努める。また NWSC によるモニタリング結果の適時の公開について、対応を求める。

2) 現地ステークホルダーとの協議、社会的合意

提言： 本事業の事後評価までに以下の支援に努める。

- 土地を提供したことにより生計手段が変わった住民との協議を実施機関が丁寧に行っているかを確認し、必要に応じて NWSC（実施機関）の活動を支援するよう努めること。

本事業では 2019 年以降、NWSC が現地ステークホルダーと複数回協議を行うとともに、住民の求める道路整備を一部実施する等、NWSC による主体的な対応が図られている。今後も、本事業で土地を提供したことにより生計手段が変わった住民に対しては、NWSC との協議状況を確認し、必要に応じて NWSC に対し適切な対応を促進する。

3) 用地取得

提言：

- JICA ガイドライン別紙 1 における非自発的住民移転の 2.には、「補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行わなければならない」とあるため、実際に再取得価格で補償されたか、相手国等の書類をベースに確認できるよう努めること。
- 相手国と JICA の間で合意した環境社会配慮事項を確実に実施するよう努めること。

本プロジェクトにおいては、JICA と実施機関との間で補償費を再取得価格と同じレベルにすることで合意しており、合意に基づきネパール側が補償を行ってきていると考えているが、実際に JICA ガイドラインに基づき可能な限り再取得価格で補償が行われたか、ネパール側に確認するよう努める。

今回の提言を踏まえ、引き続き相手国と JICA の間で合意した環境社会配慮事項を確実に実施するよう努める。